

令和2年5月28日
宇 城 市

宇城市内でのイベント等の開催の取扱いについて（通知）【第3報】

令和2年5月25日の新型コロナウイルス感染症政府対策本部にて示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、令和2年5月26日付け熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長発出の「熊本県新型コロナウイルス地域区分における「感染未確認地域」への引下げについて」を受け、宇城市内で開催される各種行事・イベント等（以下、「イベント」という。）の開催に関する指針について、下記のと通りの対応とします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、国・熊本県等が発出する情報を確認の上、引き続き市民の安全確保に細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

記

1. イベントの開催にあたっては、感染リスクが低く、かつ国が示す目安に適合するものは実施していくこととする。
2. イベントの開催に際しては、国の基本的対処方針に基づき感染防止策（感染予防対策、入場制限等）を徹底するとともに、「感染防止対策チェックリスト」等を会場内に掲示すること。
3. イベントの主催者においては、参加者の名簿を作成し連絡先等を把握すること。
4. 上記の対策について万全の対応が困難な場合は、イベントの中止も含めて慎重に検討すること。
5. 令和2年3月25日付け「宇城市内でのイベント等の開催の取扱いについて（通知）」【第2報】については、本通知をもって廃止する。

以上